

# 西原町人材育成会生徒の県内離島派遣に関する助成金交付規程

(平成 29 年 6 月 29 日 西原町長決裁)

(平成 30 年 3 月 20 日 西原町長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、西原町の生徒が学校教育活動の一環として、各地区を代表し、体育的行事に参加するため、県内の離島に派遣される場合に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付するため必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第 2 条 会長は、西原町の生徒が、沖縄県中学校体育連盟が主催する地区大会において、県大会への出場権を得て、県内離島で開催される県大会に出場する場合において助成金を交付する。

2 助成の対象となる者は、西原町内に住所を有する中学生であって、前項に規定する県大会の開催要項等で登録された選手又はマネージャーとする。

(助成金の基準)

第 3 条 助成金の交付は、1 人 1 会計年度につき 1 回を限度とする。

(助成金の額)

第 4 条 助成金の額は、次の各号に掲げる地区への派遣について、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 宮古地区 12,000 円
- (2) 八重山地区 15,000 円

(助成金の交付申請)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする保護者は、西原町人材育成会県内離島派遣費助成金交付申請書兼請求書(様式第 1 号)に次の書類を添えて、県大会終了後 2 週間以内に提出するものとする。

- (1) 県大会開催要項等
- (2) 県大会参加申込書の写し
- (3) 航空運賃、船賃、宿泊費の領収書の写し
- (4) その他会長が必要とする書類

(助成金交付の決定)

第 6 条 会長は、前条の申請に基づき、助成金交付の可否を決定し、決定した保護者に対し申請の際に指定された口座へ振り込むものとする。不支給決定となった保護者に対しては、西原町人材育成会県内離島派遣費助成金不支給決定通知書(様式第 2 号)を送付するものとする。